

◆実務問答会社法第1回◆

機関設計の移行における各機関の同意等の  
 の手続

内田修平 弁護士

会社法・実務研究会 企画・監修  
 後藤元 東京大学准教授

◆解説◆

一 機関設計の移行の種類

上場会社がとり得る機関設計として、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社がある。これらの機関設計は、それぞれ異なる特長を有するが、いずれも合理性のある機関設計と考えられることから、会社法は、各社がその実情に応じて最適と考えられる機関設計を採用することができるよう、各機関設計のいずれをも選択することができることとしている（注一）。

そのため、各社において、その時々における自社の実情を踏まえて適切と判断する場合には、別の機関設計に移行することもある。移行の種類としては、図表の六通り（①～⑥）が考えられる（以下、移行の各類型を図表における①～⑥で表記することがある）。

いずれの場合も、移行に際しては定款変更が必要であるところ、定款変更の効力が生じた場合には、移行前の機関設計における役員（取締役・監査役）の任期は自動的に満了する（会社法三三二条七項、三三六条四項）。そのため、移行に際しては、移行に係る定款変更の効力発生を条件として、移行後の役員を選任決議を併せて行う必要がある。また、役員報酬等についても、指名委員会等設置会社への移行（類型③および④）の場合以外では、移行後の機関設計を前提とした株主総会決議が必要となる。

◆設問◆

監査役会設置会社、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社が他のいずれかの機関設計に移行する場合、以下の点をどのように考えるべきか。

- 1 役員選任議案の決定手続（監査役等の同意の要否等）
- 2 役員報酬等の決定手続（株主総会決議の要否等）

◆回答◆

1 (1) 監査役会設置会社・監査等委員会設置会社間の移行に際しては、移行後の監査役または監査等委員である取締役の選任議案について、移行前の監査等委員会または監査役会の同意を得ることが（必須ではないものの）合理的な対応と考えられる。

(2) 他の機関設計から指名委員会等設置会社への移行に際しては、移行後の取締役（監査委員となる予定の者も含む）の選任議案について、

て、監査役会または監査等委員会の同意を得る必要はない。

(3) 指名委員会等設置会社から他の機関設計への移行に際しては、移行後の取締役（監査等委員である取締役またはそれ以外の取締役）の選任議案については指名委員会が決定権を有する。監査役の選任議案については取締役会が決定権を有するが、移行前の指名委員会または監査委員会の同意を得ることが（必須ではないものの）合理的な対応と考えられる。

2 監査役会設置会社または監査等委員会設置会社への移行に際しては、移行後の取締役と監査役、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、それぞれの報酬等について株主総会の決議を得るべきである。指名委員会等設置会社からの移行に際しての報酬議案の決定権は、取締役会に属する。これに対して、指名委員会等設置会社への移行に際しては、移行後の取締役の報酬等について株主総会の決議を得る必要はない。

このように、移行の場面においては、移行前の機関設計の下で、移行後の機関設計を前提とした役員選任手続や報酬決定手続を経る必要がある点で特殊性があるが、会社法は、これらの手続について、移行の場面を特に対象とした特別な規定を設けているわけではなく、必要な手続が一義的に明らかとはいえない場合もある。そのような場合は、合理的な解釈による必要があるが、基本的な考え方としては、移行後の機関設計の下における会社法上の手続の趣旨と、移行前の機関設計の下における各機関の役割・機能を踏まえ、できる限り会社法上の手続の趣旨に沿う対応を検討することが合理的と考えられる。他方で、法的安定性の観点から、会社法

「実務問答会社法」掲載に当たって

平成二六年改正会社法が平成二七年五月一日に施行されてから、一年以上が経過した。この間、会社法をめぐる実務も変容を遂げてきたが、改正の趣旨を踏まえた法解釈の検討を要する場面も少なからず存する。

また、会社法は、施行後一〇年を経過し、広く実務に定着した感があるが、実務の蓄積に伴う議論の深まりや施行後の社会経済情勢の変動等に伴って新たな法的論点も生じており、会社法実務における検討課題は、平成二六年改正の内容にとどまらない。

「会社法・実務研究会」は、このような状況の下、実務上の重要性が高い会社法上の論点につき、実務に根差しつつバランスの良い合理的な解釈論を提示することで、わが国における会社法実務のさらなる発展に貢献することを目的として会社法実務に精通した実務家を中心となって立ち上げられた。その成果である本連載企画「実務問答会社法」は、研究会の実務家メンバーが各回の執筆を担当するとともに、後藤元東京大学大学院法学政治学研究所准教授の監修を経ることにより、内容の客観性および理論的妥当性を担保している。

本連載は、原則として毎月五日号の掲載を予定している。今後の連載にご期待いただきたい。

編集部

上明示的に必要とされる範囲を超えて手続規制を及ぼすことは、できる限り避けるべきである。

二 役員選任議案の決定手続

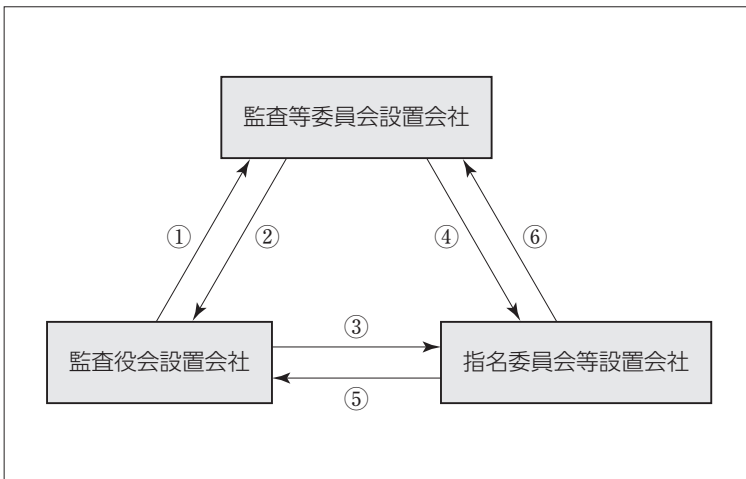
1 監査役会設置会社・監査等委員会設置会社間の移行（類型①および②）

(1) 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行（類型①）

監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会で選任する必要があるため（会社法三二九条二項）、①の場合には、移行前の

監査役会設置会社の下で、あらかじめそのような選任決議を行うことが必要となる。このうち監査等委員である取締役の選任議案については、「監査等委員会がある場合」においては、監査等委員会の同意を得なければならないとされているが（会社法三四四条の二第一項、移行の場面では、議案の決定時には監査等委員会が存在しないため、この規律は適用されず、監

〔図表〕 別の機関設計への移行の類型



査等委員会の同意を得る必要はない（実際にも得ることは不可能である）。

他方で、監査等委員である取締役の業務執行者からの独立性を確保するという会社法三四四條の二第一項の趣旨に配慮して、移行の際の監査等委員である取締役の選任議案については、移行前の監査役会の同意を得ることが考えられる。このような監査役会の同意は、会社法上明示的に求められているわけではなく、同意を得なければ選任手続が瑕疵を帯びると解すべきものではない。もともと、監査役会は、監査役の選任議案について同意権を有しており（会社法三四三條一項・三項）、同意権の行使を通じて監査機関の業務執行者からの独立性を確保するという点で、その役割は監査等委員会と共通するものといえる。このように、監査等委員会設置会社における監査等委員会の同意権の趣旨と、監査役会設置会社における監査役会の役割・機能を踏まえると、移行に際して、監査等委員である取締役の選任議案について監査役会の同意を得ることは、（前記のとおり、会社法上必須とはいえないものの）会社法の趣旨に沿った合理的な対応といえる（注二）。少なくとも、監査役会がこのような同意を行うことは、監査役・監査役会の職務と矛盾するものではないと考えられる。

以上の同意手続のほか、監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役の選任については各監査等委員である取締役が（会社

法三四二條の二第一項）、また、監査等委員以外の取締役の選任については監査等委員会が（同条四項）、それぞれ株主総会における意見陳述権を有するものとされている。移行の場面では、これらの規律は適用されず、監査役・監査役会の意見陳述を認めることは必須ではないが、任意の対応として意見陳述を認めることも、会社法上は許容される（注三）。特に、監査等委員である取締役の選任について監査役の意見陳述を認めることは、各監査役が監査役の選任について意見陳述権を有するとされていること（同法三四五條四項）と整合する合理的な対応ともいえる。

(2) 監査等委員会設置会社から監査役会設置会社への移行（類型②）

前記(1)のうち同意手続についての考え方は、②の場合にも同様に妥当し得る。すなわち、移行の際には、取締役および監査役をそれぞれ株主総会で選任する必要があるが、このうち監査役の選任議案については、会社法上必須とはいえないものの、監査等委員会の同意を得ることが合理的な対応と考えられる。

加えて、②の場合には、各監査等委員または監査等委員会が、移行に際しての取締役および監査役の選任について株主総会における意見陳述権を有するかが問題となり得る。監査等委員である取締役の選任については各監査等委員が（会社法三四二條の二第一項）、また、監査等委員以外の取締役の選任については監査等委員会が

（同条四項）、それぞれ意見陳述権を有するものとされているが、これらは監査等委員会設置会社の取締役の選任を想定した規定とも見受けられ、監査役会設置会社への移行後の取締役および監査役の選任についても同様の意見陳述権が認められるかは、条文中必ずしも明らかでないからである。

まず、取締役の選任議案については、監査等委員会の意見陳述権の有無が問題となる。この点、監査等委員会が監査等委員以外の取締役の選任に関して有する意見陳述権は、特に、社外取締役が構成員の過半数を占める監査等委員会、業務執行者に対する監督機能を実効的に果たすことができるようにすること等を目的とするものであり（注四）、いわば、指名委員会等設置会社における指名委員会の権限の一部を代替するものともいえる。そうすると、指名委員会が機関設計の移行に際しての取締役の選任議案についても決定権（会社法四〇四條一項）を有すると解されること（後記3(1)）とのバランス上、監査役会設置会社への移行時における取締役の選任についても、監査等委員会が意見陳述権を有すると解することが合理的と考えられる。会社法三四二條の二第四項の文言との関係でも、移行後の監査役会設置会社における取締役は、「監査等委員である取締役以外の取締役」に当たるとの整理が可能と考えられる。

これに対して、「取締役」の選任についての意見陳述権を定める会社法三四二條の二第一項・



四項の文言からは、監査役の選任について、会社法上明確に各監査等委員または監査等委員会の意見陳述権が認められるとはいえない。したがって、各監査等委員や監査等委員会の意見陳述を認めることは必須ではないが、移行後の監査役会設置会社の下では、各監査役が監査役の選任について意見陳述権を有するとされていること（会社法三四五条四項）を踏まえ、移行前においても、これに相当する任意の対応として、各監査等委員に意見陳述を認めることが合理的な対応と考えられる。

## 2 他の機関設計から指名委員会等設置会社への移行（類型③および④）

他の機関設計から指名委員会等設置会社に移行する場合には、株主総会で取締役を選任する必要があるが、その際に、監査委員となる予定の者かどうかにより議案が区別されるわけではない（監査委員の選定は取締役会決議によることとされている。会社法四〇〇条二項）。したがって、移行に際しての取締役の選任議案の決定に当たって、監査役会や監査等委員会が同意権を有すると考えるのは、制度の建付け上、困難といわざるを得ず、監査委員となる予定の者についても、それらの同意を得る必要はない（注五）。ただし、任意の対応として、監査役会や監査等委員会の同意を得ることも会社法上は許容される。

なお、監査役会設置会社から指名委員会等設

置会社への移行の場合（類型③）には、取締役の選任について監査役・監査役会の意見陳述を認める必要はないが、各監査役が監査役の選任について意見陳述権を有するとされていること（会社法三四五条四項）を踏まえ、任意の対応として意見陳述を認めることも、会社法上は許容される。また、監査等委員会設置会社から指名委員会等設置会社への移行の場合（類型④）における監査等委員会の意見陳述権（同法三四二条の二第四項）については、前記1(2)と同様の議論が妥当し、監査等委員会は、移行に際しての取締役（監査委員となる予定の者かどうかを問わない）の選任議案について、株主総会における意見陳述権を有するものと解される。

## 3 指名委員会等設置会社から他の機関設計への移行（類型⑤および⑥）

(1) 指名委員会等設置会社から監査役会設置会社への移行（類型⑤）

⑤の場合には、取締役および監査役をそれぞれ株主総会で選任する必要がある。

このうち取締役の選任議案については、会社法上、指名委員会が決定権を有するものと解される。会社法四〇四条一項は、社外取締役が構成員の過半数を占める指名委員会による業務執行者に対する監督を期待して、「指名委員会は、株主総会に提出する取締役……の選任……に関する議案の内容を決定する」と定めているところ、移行に際しての取締役の選任議案につい

て、この規定が適用されない根拠は、形式的にも実質的にも見当たらないからである。移行後の取締役の選任議案についても、移行前に決定される以上、その決定権は指名委員会に属するものと解することが合理的と考えられる。

他方、監査役の選任議案については、会社法上、指名委員会が決定権を有する旨の規定は置かれていないため、取締役会が決定権を有するものと解される。ただし、監査役の業務執行者からの独立性を確保する観点からの任意の対応として、取締役の選任議案の決定に準じて指名委員会の同意を得ること、あるいは、監査役選任議案に係る監査役会の同意権（会社法三四三条一項・三項）に準じて監査委員会の同意を得ることが合理的と考えられる（注六）。

なお、指名委員会等設置会社の下では、そもそも取締役の選任に関する株主総会における意見陳述の仕組みが存しないため、移行に際しての取締役や監査役の選任について監査委員会や各監査委員の意見陳述を認めることは必須ではないが、任意の対応として意見陳述を認めることも、会社法上は許容される。

(2) 指名委員会等設置会社から監査等委員会設置会社への移行（類型⑥）

⑥の場合も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会で選任する必要がある（会社法三三九条二項）。

そして、前記(1)のとおり、取締役の選任議案については、指名委員会が決定権を有するもの

と解される(会社法四〇四条一項)。監査等委員である取締役も、取締役であることは異ならない以上、その選任議案については指名委員会が決定権を有すると解すべきである。加えて、監査等委員である取締役の選任議案については、監査委員会の同意を得ることも考えられるが、前記のとおり指名委員会の決定を経るのであれば、指名委員会の過半数を占める社外取締役の関与を通じて、監査等委員である取締役の独立性は確保され得るものといえ、これに加えて監査委員会の同意を得ることの必要性は、必ずしも高いとはいえないように思われる。

なお、前記(1)における議論と同様、取締役の選任について監査委員会や各監査委員の株主総会における意見陳述を認めることは必須ではないが、任意の対応として意見陳述を認めることも、会社法上は許容される。

### 三 役員報酬等の決定手続

#### 1 監査役会設置会社・監査等委員会設置会社間の

##### 移行(類型①および②)

#### (1) 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への

##### 移行(類型①)

監査等委員会設置会社における取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める必要がある(会社法三六一一条二項)。このうち監査等委員である取締役は、移行前には存在

せず、報酬枠も設定されていないため、移行に際して新たに報酬枠を設定するための株主総会決議が必要となる。

これに対して、監査等委員以外の取締役にいては、移行前の(監査役会設置会社の下での)取締役の報酬枠を引き続き利用することができると考える余地もないわけではない。もつとも、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別することなく決議された移行前の取締役の報酬枠をそのまま利用し得るかどうかは、解釈上、不明確な点が残る。そこで、実務上は、監査等委員以外の取締役についても、改めて移行後の報酬枠について株主総会決議を経ることが穏当である(注七)。

なお、監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役の報酬等については各監査等委員である取締役が(会社法三六一一条五項)、また、監査等委員以外の取締役の報酬等については監査等委員会が(同条六項、それぞれ株主総会における意見陳述権を有するものとされている。移行の場面では、これらの規律は適用されず、監査役・監査役会の意見陳述を認めることは必須ではないが、任意の対応として意見陳述を認めることも、会社法上は許容される(注八)。特に、監査等委員である取締役の報酬等について、任意に監査役の意見陳述を認めることは、各監査役が監査役の報酬等について意見陳述権を有するとされていること(同法三八七条三項)と整合する合理的な対応といえる。

#### (2) 監査等委員会設置会社から監査役会設置会社への

##### 移行(類型②)

報酬枠の設定に関する前記(1)の考え方は、②の場合にも同様に妥当し得る。すなわち、監査役は移行前には存在しないため、監査役の報酬等については、移行に際して新たに報酬枠を設定するための株主総会決議が必要となる(会社法三八七条一項)。また、取締役の報酬等については、移行前の監査等委員以外の取締役の報酬枠を引き続き利用することができると考える余地もないわけではないが、実務上は、監査等委員とそれ以外とを区別しない取締役としての報酬枠について、株主総会決議を経ることが穏当である。

また、監査等委員会や各監査等委員が、移行に際しての取締役および監査役の報酬等について株主総会における意見陳述権を有するかどうかは問題となるが、この点については、選任についての意見陳述権(前記二(2))と同様の議論が妥当すると考えられる。すなわち、取締役の報酬等については、監査等委員会が意見陳述権を有すると解することが合理的である(会社法三六一一条六項の文言との関係でも、移行後の監査役会設置会社における取締役は、「監査等委員である取締役以外の取締役」に当たるとの整理が可能と考えられる)。他方、監査役の報酬等については、「取締役」の報酬等についての意見陳述権を定める会社法三六一一条五項・六項は適用されず、各監査等委員や監査等委員会の意見

陳述を認めることは必須ではないが、移行後の監査役会設置会社の下では各監査役が監査役の報酬等について意見陳述権を有するとされていること（同法三八七条三項）を踏まえ、移行前においても、これに相当する任意の対応として、各監査等委員に意見陳述を認めることが合理的な対応と考えられる。

2 他の機関設計から指名委員会等設置会社への移行（類型③および④）

指名委員会等設置会社においては、取締役の報酬等は、その個人別の額を報酬委員会が定めるものとされているため（会社法四〇四条三項）、③および④の場合には、そもそも取締役の報酬枠について株主総会決議を経る必要はない。移行前の機関設計の下における役員の報酬枠は、移行に伴ってその法的効果を失うものと考えられる。

3 指名委員会等設置会社から他の機関設計への移行（類型⑤および⑥）

監査役会設置会社および監査等委員会設置会社においては、取締役・監査役の報酬等は、株主総会決議により定める必要がある（会社法三六一条一項、三八七条一項）。指名委員会等設置会社の下では、報酬委員会が取締役の個人別の報酬等を定めるものとされており（同法四〇四条三項）、株主総会決議による報酬枠の設定は行われていないため、⑤および⑥のような移行に

際しては、新たに取締役・監査役の報酬枠を設定するための株主総会決議が必要となる（移行前の報酬委員会が移行後の取締役・監査役の個人別の報酬等を自ら決定することはできない）。その際の議案に関しては、移行前の指名委員会等設置会社の下で、どのような手続で決定すべきかが問題となる。この点、報酬等に関する事項であることからすれば、報酬委員会が決定権を有すると考える余地もないわけではない。

もっとも、指名委員会等設置会社の報酬委員会の役割は、取締役の個人別の報酬等の決定であり、株主総会に付議する報酬枠の設定に係る議案の決定ではないため、報酬委員会に議案の決定権を付与することには疑問も残る。この点については会社法上の明文の規定がないことも踏まえると、移行に際しての報酬議案の決定権は、原則どおり取締役会に属すると解することが合理的であろう。もっとも、実務上は、報酬等の決定に対する社外取締役の関与を重視し、必要に応じて任意に報酬委員会の同意を得おく（または報告しておく）といった対応も考えられる。

（注一） 坂本三郎編著『二問一答 平成二六年改正会社法（第二版）』（商事法務、二〇一五）二〇頁。

（注二） 塚本英巨『監査等委員会導入の実務』（商事法務、二〇一五）一〇二頁、太子堂厚子『Q&A 監査等委員会設置会社の実務』（商事法務、二〇一六）二二三頁。

（注三） 太子堂・前掲（注二）二二三頁。

（注四） 坂本・前掲（注一）四三頁。

（注五） 監査役選任議案に関する監査役会の同意権の規定が移行の場面には適用されないことについて、森本滋「岩原紳作」始関正光「武井一浩」（座談会）平成一四年商法改正と経営機構改革（F）委員会等設置会社に関する論点・実務対応——本誌一六五三号（二〇〇三）三三三頁（岩原発言）。

（注六） 指名委員会の同意による方法は、移行前の機関設計の下における各機関の役割・機能を重視するもの、監査委員会による方法は、移行後の機関設計の下における会社法上の手続の趣旨を重視するものといえ、いずれの考え方も合理性を有する。

（注七） 塚本・前掲（注二）一〇四頁、福岡真之介「高木弘明」監査等委員会設置会社のフレームワークと運営実務』（商事法務、二〇一五）二六二頁、太子堂・前掲（注二）二一四頁。

（注八） 太子堂・前掲（注二）二一六頁。

（うちだ・しゅうへい）

◆ 次回予告 ◆

次回の実務問答会社法は、塚本英巨弁護士による「監査等委員会設置会社における重要な業務執行の決定とその委任（仮題）」を予定しています。（編集部）